

令和元年 労働災害発生状況一覧表（林業）

| 番号 | 作業種別 | 原因別 | 発生日 | 月 | 時間 | 年代 | 経験年代 | 災害発生状況 | 傷病の程度 | 発生原因 | 再発防止策 |
|----|------|---------|----------|---|-------|----|------|--|---------------|--|--|
| 1 | かかり木 | 墜落・転落 | H31.4.16 | 4 | 10:20 | 20 | 10 | 間伐作業中、かかり木となったため上流に向かって右側の根元部分に切り込みを入れ、次に左側から手で押した際、かかり木の根元がずれて伐採木とともに斜面を2mほど転落し、ヘルメットを着帽していたものの頭を強く打った | 死亡 | かかり木処理はロープ等を使用して処理するべきをチェーンソーによる作業を行ってしまった | 安全教育の再徹底 |
| 2 | 伐採 | 飛来物・落下物 | H31.4.20 | 4 | 11:00 | 30 | 10 | 間伐作業中、倒木が他の木に接触し、枝が折れて落下し被災者の右手の甲に当たり負傷した | 不明 | 退避していなかった | 退避の再徹底 |
| 3 | 草刈 | 林業機械 | H31.4.22 | 4 | 10:00 | 40 | 10 | 刈払機で境界刈払い作業中、藪に囲まれた狭い場所で直径3cm位の灌木を刈り払おうとした際、キックバックを起こし左足側部に刃が接触し負傷した | 不明【休業3日】 | 刈払機を体に近い位置に保持した状態で作業してしまった | 安全教育の再徹底 |
| 4 | 集材 | 飛来物・落下物 | H31.4.22 | 4 | 14:40 | 20 | 1 | 搬出間伐の集材作業中、玉掛を行う際、斜面上部からの落下物（石または短木）が落ちてきて右手に当たり負傷した | 骨折【1か月】 | 作業場周辺の安全確認をしていなかった | 安全確認のうえ危険因子があれば事前に取り除く |
| 5 | 伐採 | 飛来物・落下物 | R1.5.8 | 5 | 9:15 | 50 | 20 | 支障木伐採において、支障木が長いため支障木の上部から50cmの位置にスリングベルトで目通し掛けし、クレーンで吊りながら被災者が根元を伐採していた。伐採後、吊り上げようとしたところベルトから抜け落ちて被災者に接触し負傷した | 不明 | 支障木吊り上げ時に退避していなかった | 吊り上げ時には退避するよう再徹底する |
| 6 | 移動 | 転倒 | R1.5.9 | 5 | 14:00 | 20 | 1 | 急傾斜地で間伐作業中、湿地帯を移動中に滑って転倒し、2m程度滑落し伐根に頭部が当たり負傷した | 不明【休業14日】 | 移動時の注意を怠った | 湿地帯や岩石地など足場の悪い場所での作業の際は更なる注意を行うよう徹底する |
| 7 | 草刈 | 工具 | R1.5.13 | 5 | 15:30 | 10 | 1 | 地拵えのため、同僚が買った柴を寄せる作業をしていたところ、切残しの柴があったためナタで刈ろうとした際、急斜面だったため足が滑った拍子にナタが手に当たり負傷した | 切創【全治30日】 | 足場の確保を怠った | ・安全教育の再徹底 ・刃物を使用する場合は切創防止手袋の着用を徹底する |
| 8 | 伐採 | 跳ね返り | R1.5.27 | 5 | 10:50 | 50 | 20 | ヒノキの先折れ不用木を伐採したところ、幹の部分が伐採方向にある立木に当たり、元株部が思わぬ方向に急激に動いたため、左足の脛に当たり負傷した | 骨折【休業2か月】 | かかり木になるという先入観から、伐倒木が後方に動くことを予想していなかったため、退避の対応ができなかった | 安全な退避の再徹底 |
| 9 | 玉切 | 飛来物・落下物 | R1.6.4 | 6 | 15:45 | 30 | 1 | 伐採作業中、伐木の先端側を玉切したところ、伐木の重心がずれ、くさびを乗り越えて斜面下方に転がり出し、先端部が被災者の胸部に当たり負傷した | 肋骨骨折ほか【休業10日】 | 伐木の状態を精査せずに玉切りを行った | 安全教育の再徹底 |
| 10 | 草刈 | 虫・動物 | R1.6.20 | 6 | 13:30 | 30 | 10 | 下刈機にて下刈作業中、ハチが飛んできて背中と顔を指され負傷した | 不明 | 事前の安全確認をしていなかった | 作業前にハチの巣等の危険因子がないか確認する |

令和元年 労働災害発生状況一覧表（林業）

| 番号 | 作業種別 | 原因別 | 発生日 | 月 | 時間 | 年代 | 経験年代 | 災害発生状況 | 傷病の程度 | 発生原因 | 再発防止策 |
|----|------|-------|----------|----|-------|----|------|---|---------------|---|--|
| 11 | 伐採 | 虫・動物 | R1.7.29 | 7 | 10:30 | 30 | 10 | 下刈機にて除伐作業中、スズメバチに左手首を刺され負傷した | 不明 | 事前の点検不足があった | 安全教育の再徹底 |
| 12 | 伐採 | 虫・動物 | R1.8.5 | 8 | 9:10 | 30 | 10 | 下刈機にて除伐作業中、雑木上部にあるハチの巣に気が付かないまま伐り倒したため、スズメバチに左手首を刺され負傷した | 不明 | 事前の点検不足があった | 安全教育の再徹底 |
| 13 | 玉切 | 跳ね返り | R1.8.7 | 8 | 16:00 | 40 | 10 | 伐倒した木を玉切りしようとしていた材を鋸断した際、木に応力がかかっていたため材が動いて左膝に当たり負傷した | 骨折【休業84日】 | 反っていた材の方向を確認せず玉切りを行った | 作業前に材の状況を把握のうえ作業する |
| 14 | 伐採 | 虫・動物 | R1.8.29 | 8 | 10:10 | 30 | 10 | 間伐作業中、チェーンソーにて伐採しようとした木の周りに草が多く、ハチの巣があるのに気が付かないまま伐採したところ、スズメバチに右腕を刺され負傷した | 不明 | 事前の点検不足があった | 安全教育の再徹底 |
| 15 | 枝払い | 跳ね返り | R1.10.10 | 10 | 16:30 | 30 | 10 | 間伐作業中、伐倒により伐採した木に押さえられていたシバを除く、整理しようとして枝を払っている際、曲がっていたシバが跳ねて左目下に当たり負傷した | 網膜剥離【1週間の安静】 | 根元側を払って復元力を分散すればよかったが、材に圧力がかかった方を先に切ってしまった | 作業手順の再徹底 |
| 16 | 伐採 | 林業機械 | R1.10.26 | 10 | 15:00 | 50 | 30 | 間伐作業中、伐採しようとする立木の肩の高さ位の枝をチェーンソーで払う際、チェーンソーのキックバックで刃が左肩に当たり負傷した | 切創【休業8日】 | チェーンソー操作を誤った | 安全教育の再徹底 |
| 17 | 集材 | 跳ね返り | R1.11.1 | 11 | 14:15 | 20 | 1 | 架線集材作業中にワイヤーの上に木が被さったためその木を取り除こうと作業員Aがチェーンソーにて切り刻んでいた。作業員Bと被災者は3m程退避していたが、木の末端が張力で跳ね上がり、退避していた方向に飛んで被災者に当たり負傷した | 不明 | 退避場所の選定が不十分だった | 退避場所は安全が確保される場所を選定することを徹底する |
| 18 | 移動 | 転倒 | R1.11.12 | 11 | 11:00 | 30 | 1 | 斜度45度の山林において間伐作業中、次の伐倒予定木へ移動する際、以前に伐倒されていた枯木に乗ったところ、その枯木が折れて斜面を約20m滑落し、今回伐倒した枝が臀部に刺さり負傷した | 臀部擦傷【休業6か月】 | 足場の確認を怠った | 安全教育の再徹底 |
| 19 | 玉切 | 林業機械 | R1.11.15 | 11 | 11:30 | 60 | 20 | 間伐作業中、伐倒した木を急斜面で玉切りした際、チェーンソーのキックバックで刃が左足の甲に当たり負傷した | 切創【休業2週間】 | 急斜面で足場の悪い場所で作業を行った | 安全教育の再徹底 |
| 20 | 集材 | 墜落・転落 | R1.12.26 | 12 | 10:45 | 40 | 10 | 4mの木材を積み込み作業中、クレーンで吊ってある木材の先と元を入れ替えていたところ、後方を確認せずに下がってしまったため荷台の端から転落し負傷した | 腹部挫傷ほか【休業2か月】 | ・後方の安全確認を怠った ・ユニック操作者と作業員との位置関係や声掛けが不十分だった | ・安全確認の再徹底 ・作業開始前に作業工程等を十分に確認し声掛けを徹底する |